

第3次新潟市障がい者計画

平成27年3月

目 次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	基本理念および基本目標	2
4	計画の期間	3
5	障がいのある人とは	3
6	計画の構成	4
7	新潟市における障がいのある人の状況	6
8	新潟市における障がいのある人のニーズ	14

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1)	相談支援体制の充実	18
(2)	在宅サービスの充実	20
(3)	経済的な支援	21
(4)	サービス基盤の充実	22
(5)	地域生活を支える人づくり	23
(6)	スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援	23
(7)	情報提供・コミュニケーション支援の充実	24

2 保健・医療・福祉の充実

(1)	障がいの予防と早期の気づき・早期の支援	26
(2)	医療およびリハビリテーションの充実	27
(3)	精神保健と医療施策の推進	28

3 療育・教育の充実

(1)	就学前療育の充実	29
(2)	学校教育の充実	30
(3)	放課後等活動の充実	31

4 雇用促進と就労支援

(1)	雇用促進と一般就労の支援	32
(2)	福祉施設等への就労の支援	33

5	生活環境の整備	
(1)	住宅環境の整備	34
(2)	安心・安全なまちづくりの推進	35
(3)	防災対策および災害時支援体制の推進	35
(4)	防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済	36

6	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進	
(1)	障がいを理由とした差別の解消の推進	37
(2)	権利擁護の推進	37
(3)	障がいと障がいのある人に対する理解の普及	38
(4)	福祉教育の推進	39
(5)	ボランティア活動の支援・推進	40

第3部 計画の推進に向けて

1	市内の協力体制	41
2	当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力	41
3	計画の推進	41
	(参考資料) 主な事業の概要	42

資料編

1	計画策定関係資料	
(1)	計画の策定経過	61
(2)	新潟市障がい者施策審議会条例	63
(3)	新潟市障がい者施策推進協議会委員名簿	65
2	主な用語解説	66
3	障害者基本法	76

「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、この計画を含めて、原則的にひらがなで表記することとしました。ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「新潟市障がい者計画」、平成24年4月に「第2次新潟市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策に取り組んできましたが、障がいの重度化・重複化、障がいのある人本人や家族等の高齢化が進むなどの課題も生じています。

また、これまでに障がいのある人に関する法制度も大きく変化しており、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が平成18年12月に国連総会において採択されてから、国は条約の締結に向け、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備が行われました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、同年8月には「障害者基本法」の改正があり、平成24年6月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、同年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

さらに、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定が行われました。

障害者権利条約に日本が批准し、平成26年2月19日より条約が日本において効力を生じることになったことにより、障がいを理由とする差別の解消などが進むと期待されますが、本市においても、共生社会の実現を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。

こうした障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指し、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理、広報など幅広い分野を対象とした新たな障がい者施策の総合的な計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

3 基本理念及び基本目標

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会をつくるためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を排除し、障がいのある人の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第 3 次計画においては、「地域生活の支援体制の充実」、「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標に掲げ、保健、医療、雇用、教育などの総合的な連携のもと、自立した地域生活を支援する施策を推進し、全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

【基本目標】

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制の充実などを図り、地域全体で障がいのある人とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行ないます。

障がいのある人の健康の保持および増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

共生社会の実現を目的とした「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、障がいのある人の生きづらさや差別の解消を図ります。

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあう社会作りを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備に努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間（第 3 次計画）とします。ただし、法律の改正等があった場合には、計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 障がいのある人とは

この計画の「障がいのある人」とは、障害者基本法等に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、あるいは、てんかん、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、それらの障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限、制約を受ける状態にある人」とします。したがって、各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がいのある人」ととらえます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

6 計画の構成

障がい者計画の構成は、次のとおりです。

総 論	
【基本理念】 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。	
基本目標	各 論
地域生活の 支援体制の充実	1 地域生活の支援 (1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援 (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実
	2 保健・医療・福祉の充実 (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療およびリハビリテーションの充実 (3) 精神保健と医療施策の推進
自立の実現に向けた支援と 療育・教育の充実	3 療育・教育の充実 (1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実
	4 雇用促進と就労支援 (1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援

地域社会の障がいに関
する理解の促進

5 生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 防災対策および災害時支援体制の推進
- (4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障がいを理由とした差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及
- (4) 福祉教育の推進
- (5) ボランティア活動の支援・推進

計画の推進に向けて

- (1) 庁内の協力体制
- (2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- (3) 計画の推進

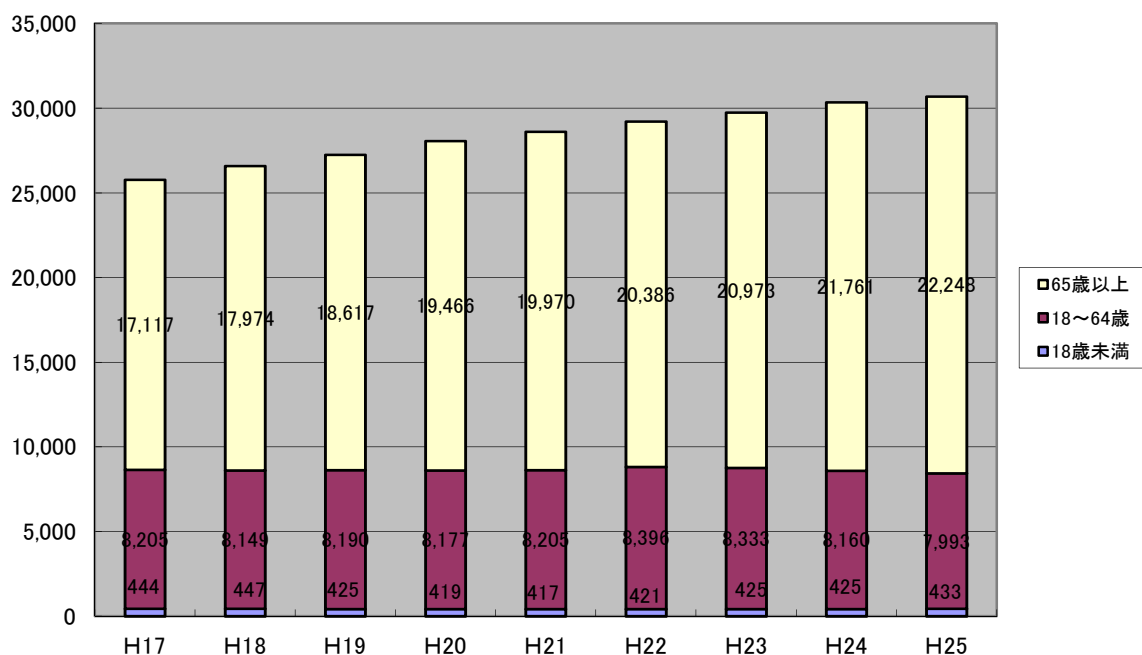
7 新潟市における障がいのある人の状況

【身体障がいのある人】

①身体障害者手帳所持者の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、65歳以上の高齢者が70%以上（H25年度）を占めており、徐々に高齢化が進んでいます。

図表1-1身体障害者手帳所持者の推移



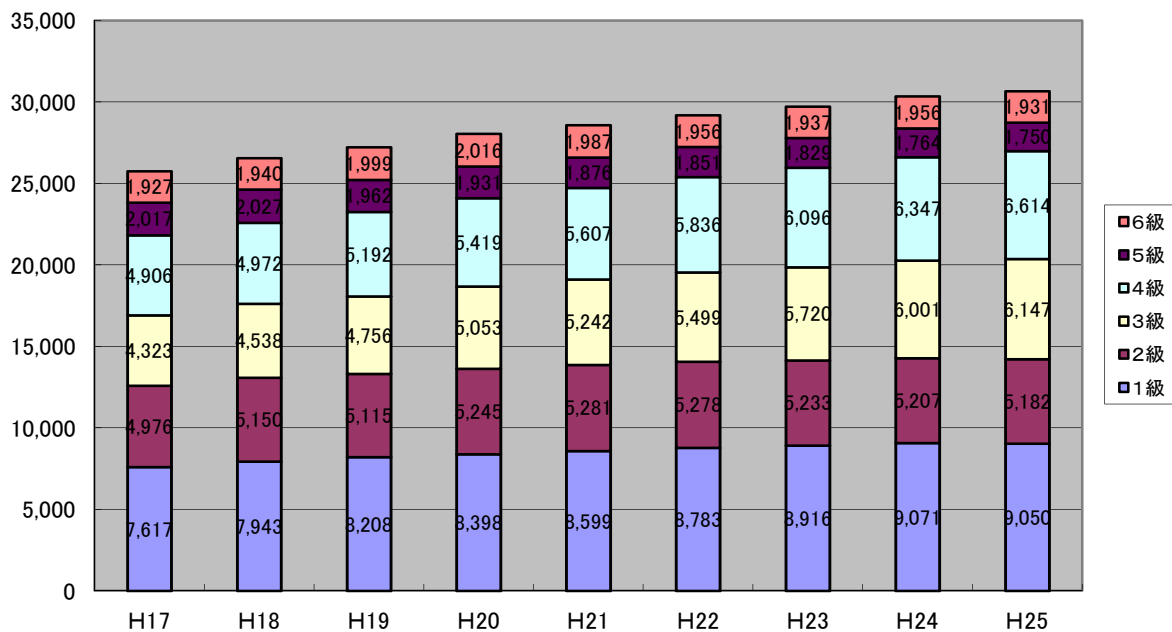
（単位：人〔各年度末〕）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
18歳未満	444	447	425	419	417	421	425	425	433
18～64歳	8,205	8,149	8,190	8,177	8,205	8,396	8,333	8,160	7,993
65歳以上	17,117	17,974	18,617	19,466	19,970	20,386	20,973	21,761	22,248
合計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674

②等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別に身体障害者手帳の所持者をみると、1級及び2級の重度の障がいがある人が半数近くを占めています。

図表1-2等級別身体障害者手帳所持者の推移



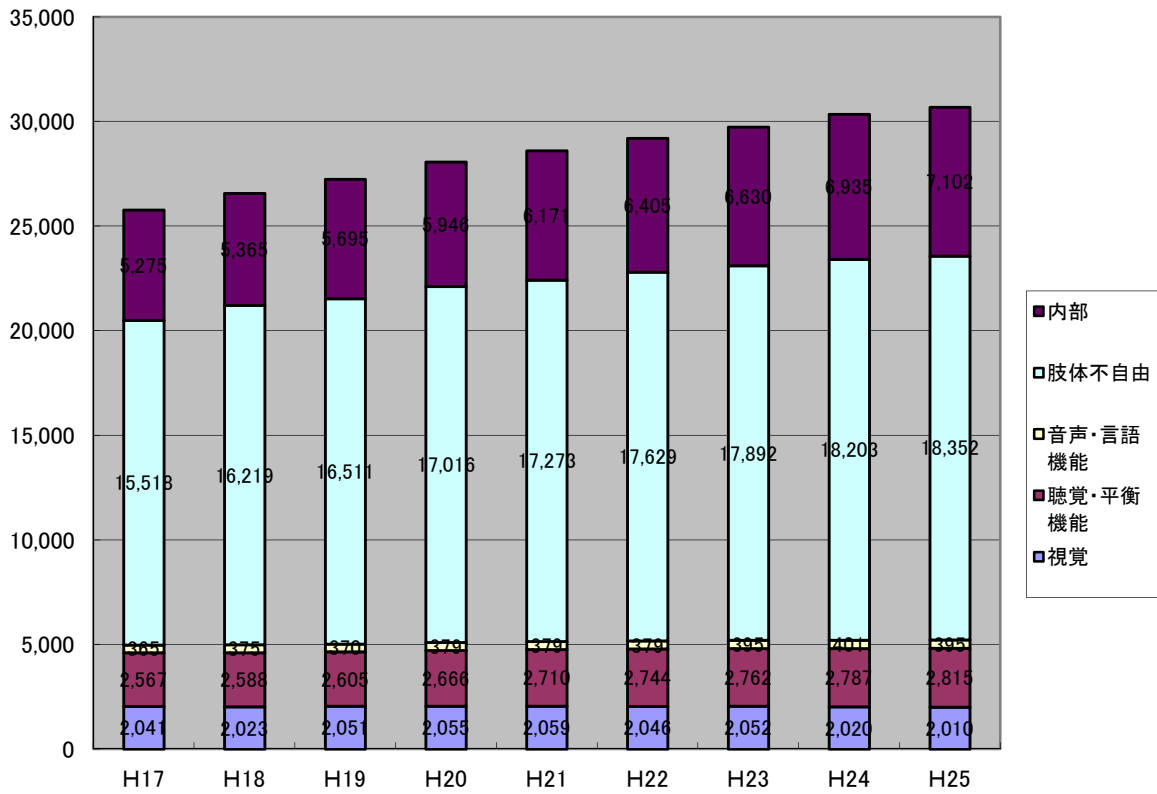
(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1級	7,617	7,943	8,208	8,398	8,599	8,783	8,916	9,071	9,050
2級	4,976	5,150	5,115	5,245	5,281	5,278	5,233	5,207	5,182
3級	4,323	4,538	4,756	5,053	5,242	5,499	5,720	6,001	6,147
4級	4,906	4,972	5,192	5,419	5,607	5,836	6,096	6,347	6,614
5級	2,017	2,027	1,962	1,931	1,876	1,851	1,829	1,764	1,750
6級	1,927	1,940	1,999	2,016	1,987	1,956	1,937	1,956	1,931
合計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674

③障がい別身体障害者手帳所持者の推移

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、「肢体不自由者」の割合が最も高く、約6割を占めています。

図表1-3障がい別身体障害者手帳所持者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

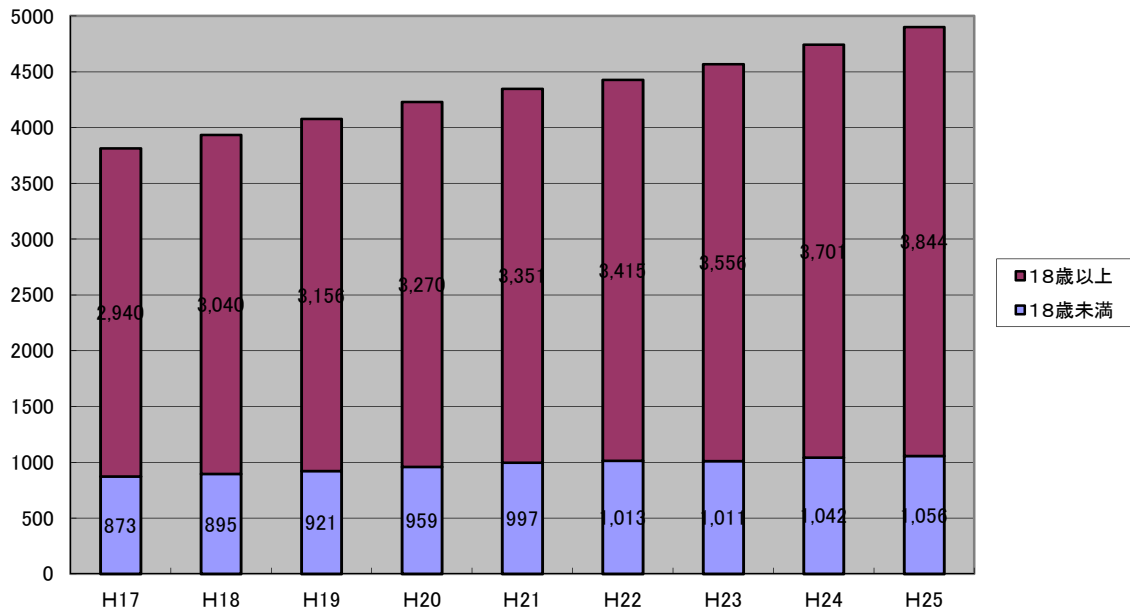
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
視覚障がい	2,041	2,023	2,051	2,055	2,059	2,046	2,052	2,020	2,010
聴覚・平衡機能障がい	2,567	2,588	2,605	2,666	2,710	2,744	2,762	2,787	2,815
音声・言語機能障がい	365	375	370	379	379	379	395	401	395
肢体不自由	15,518	16,219	16,511	17,016	17,273	17,629	17,892	18,203	18,352
内部障がい	5,275	5,365	5,695	5,946	6,171	6,405	6,630	6,935	7,102
合計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674

【知的障がいのある人】

①療育手帳所持者の推移

ここ2年間は18歳未満・以上それぞれ年齢別において数%ずつ所持者が増えています。

図表1-4療育手帳所持者の推移



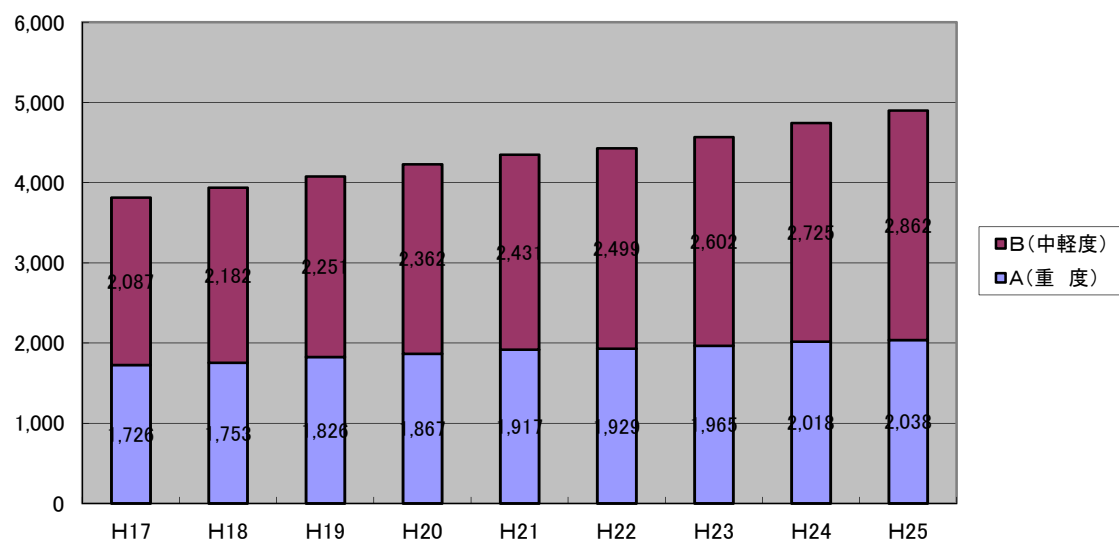
(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
18歳未満	873	895	921	959	997	1,013	1,011	1,042	1,056
18歳以上	2,940	3,040	3,156	3,270	3,351	3,415	3,556	3,701	3,844
合計	3,813	3,935	4,077	4,229	4,348	4,428	4,567	4,743	4,900

②障がい程度別療育手帳所持者の推移

障がい程度別に療育手帳所持者の状況を見ると、B（中程度）の手帳所持者の割合が高く、ここ数年は数%ずつ増えています。

図表1-5障がい程度別療育手帳所持者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

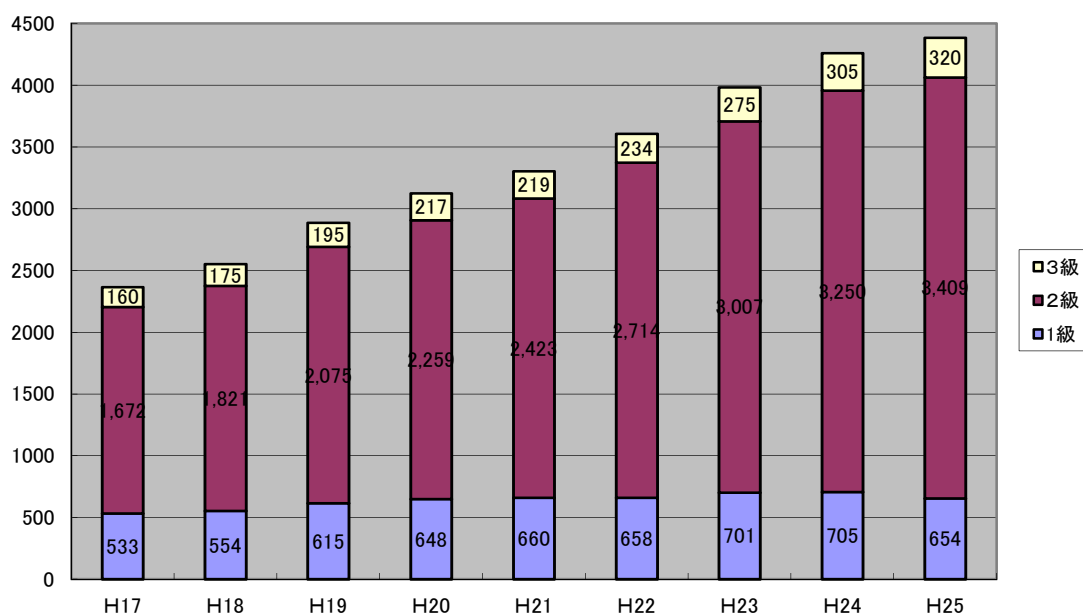
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A(重 度)	1,726	1,753	1,826	1,867	1,917	1,929	1,965	2,018	2,038
B(中軽度)	2,087	2,182	2,251	2,362	2,431	2,499	2,602	2,725	2,862
合計	3,813	3,935	4,077	4,229	4,348	4,428	4,567	4,743	4,900

【精神障がいのある人】

①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、等級別では2級の手帳所持者が平成25年度で77.8%となっており、全体に占める割合、増加率とも高くなっています。

図表1-6精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



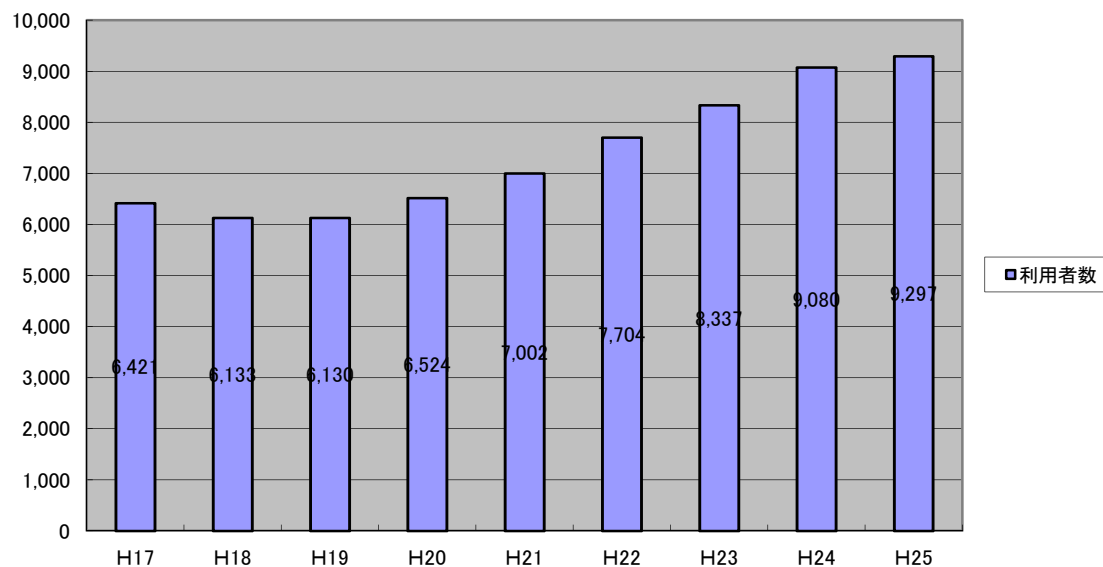
(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1級	533	554	615	648	660	658	701	705	654
2級	1,672	1,821	2,075	2,259	2,423	2,714	3,007	3,250	3,409
3級	160	175	195	217	219	234	275	305	320
合計	2,365	2,550	2,885	3,124	3,302	3,606	3,983	4,260	4,383

②自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方でも利用できるサービスで、多くの方が受給されているので、現状を表す有効な指標として下表に示しています。

図表1-7自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	6,421	6,133	6,130	6,524	7,002	7,704	8,337	9,080	9,297

【発達障がいのある人】

発達障がいのある方の実数については統計がありませんので、掲載していません。
ただし、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいを有する方が含まれています。

【難病患者】

○特定疾患医療受給者証交付数（特定疾患医療費助成を受けている人）

（単位：人〔各年度末〕）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
交付数	4,143	4,344	4,553	4,876	5,245	5,579	5,965	6,202	6,406

※ 難病患者の実数については統計がありませんので、そのうち特定疾患医療受給者証交付数を掲載しています。（難病については、平成25年度より障害者総合支援法により障がいの範囲に追加されました）

8 新潟市における障がいのある人のニーズ

障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」および障害者総合支援法に基づく「新潟市障がい福祉計画」を策定するにあたり、市域における障がいのある人の実態やニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

なお、アンケートの詳細は新潟市ホームページに掲載しています。

(1) 調査の基本概要

- ① 調査地域 新潟市域
- ② 基準日 平成 26 年 7 月 24 日

種別	母数	対象者数	回答数	回収率	対象者の選定方法
身体	30,789 人	3,078 人	1,743 人	56.6%	身体障害者手帳所持者から無作為抽出【母数の 1 割】
知的	4,941 人	494 人	307 人	62.1%	療育手帳所持者から無作為抽出【母数の 1 割】
精神	4,738 人	473 人	268 人	56.7%	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出【母数の 1 割】
種別不明			38 人		
小計	40,468 人	4,045 人	2,356 人	58.2%	
発達	801 人	80 人	245 人	33.4%	J01N(※)の平成 25 年度利用者から無作為抽出【母数の 1 割】
難病	6,538 人	653 人			特定疾患医療受給者証交付者から無作為抽出【母数の 1 割】
合計	47,807 人	4,778 人	2,601 人	54.4%	

※J01N…新潟市発達障がい支援センター

《参考：過去のアンケート有効回収率》

- 平成 17 年 11 月 56.9%
- 平成 23 年 11 月 62.0%

(2) 施策に対する改善・拡充について（アンケート集計結果 ※あてはまるものすべて回答）

項目名	全体	身体・65歳以上	身体・65歳未満	療育	精神	重複	発達難病 (手帳なし)
相談支援体制	16.0%	12.5%	15.9%	27.4%	30.5%	21.0%	20.8%
居住サービス	8.9%	6.1%	10.3%	16.2%	14.6%	15.3%	5.3%
外出サービス	9.8%	10.4%	8.9%	12.2%	8.8%	15.3%	4.5%
通所サービス	7.0%	6.6%	4.4%	11.7%	6.6%	18.5%	2.9%
入所サービス	9.8%	10.1%	6.5%	15.7%	6.6%	21.0%	4.9%
経済的負担の軽減	33.1%	29.6%	41.5%	34.5%	46.9%	37.1%	40.0%
雇用促進就労支援	10.1%	1.7%	17.9%	22.3%	33.2%	9.7%	15.5%
コミュニケーション支援	5.9%	3.5%	5.8%	11.2%	16.4%	5.6%	8.2%
スポーツ文化余暇活動	6.5%	3.8%	8.2%	17.8%	9.3%	9.7%	5.3%
障がい予防早期発見早期対応	8.8%	6.9%	9.3%	11.2%	18.6%	9.7%	13.9%
就学前療育	1.7%	0.3%	1.4%	7.6%	3.5%	4.0%	2.9%
学校教育	3.7%	0.4%	5.8%	11.7%	8.4%	8.9%	6.5%
放課後活動	2.4%	0.2%	1.4%	13.7%	3.1%	10.5%	2.4%
道路交通建物のバリアフリー	17.8%	18.5%	30.3%	5.6%	11.1%	17.7%	11.8%
防災対策	8.3%	9.0%	11.2%	5.1%	5.3%	8.9%	4.9%
ボランティア活動	3.4%	1.9%	4.7%	5.1%	6.2%	8.1%	2.9%
介護者へのサポート	9.3%	10.4%	7.2%	10.7%	7.1%	16.1%	11.0%
障がい者の権利擁護	11.1%	8.2%	13.5%	13.2%	24.3%	15.3%	5.7%
その他	4.2%	3.5%	4.4%	5.1%	8.8%	4.8%	3.7%

人数 2,356人 1,187人 429人 197人 226人 124人 193人



数字を四角囲み：3位までに入らないが、15%を超えているもの

アンケートの分析について

平成27年度からの新潟市における障がい福祉施策への取り組みを進める上で最も中心的な設問である「施策に対する改善・拡充について」の回答結果から、以下のことが明らかとなりました。

- ◇ 全体の集計結果では、回答の多い順に、「経済的負担の軽減」(33.1%)、「道路・交通・建物のバリアフリー」(17.8%)、「相談支援体制」(16.0%)となりました。
- ◇ しかしながら、回答者の約半数を占めている、65歳以上の身体障害者手帳所持者の回答が全体の傾向に大きく影響していることが考えられます。
- ◇ そこで、アンケート回答者を、①65歳以上の身体障害者手帳保持者、②65歳未満の身体障害者手帳保持者、③療育手帳保持者、④精神障害者保健福祉手帳保持者、⑤複数の障害者手帳保持者とに分けて集計し、また、⑥発達障がいあるいは難病患者といった手帳を所持していない(手帳なし)グループの結果も示しました。
- ◇ この比較の結果、「経済的負担の軽減」に○をつけた人が最も多いことには変わりはありませんが、年齢及び障がい種別によって、改善ないし拡充してほしいと思うことは異なることが明らかとなりました。
- ◇ 身体障害・65歳以上では、「雇用促進・就労支援」をあげた人は非常に少ないが(1.7%)、複数手帳所持者を除いて、他のグループでこの項目に○をつけた人は、精神障害者保健福祉手帳のグループの33.2%をはじめとして、高い割合となっています。
- ◇ また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、複数の手帳所持者、手帳なしの4つのグループでは、「相談支援体制」をあげた人の割合が20%を超えています。
これらのことから、次のようなことが考えられます。
- ◇ 直接的な現金支給を導入し「経済的負担の軽減」を目指すことが難しいとすれば、「雇用促進・就労支援」をさらに充実することによって、経済基盤の充実を目指すことが求められます。
- ◇ また、新潟市障がい者施策審議会において、障害基礎年金等の制度が知られていない結果、障がいのある人に不利益が生じているとの意見がありました。この指摘とアンケート結果を照らし合わせると、例えば、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「経済的負担の軽減」(34.5%、46.9%)と「相談支援体制」(27.4%、30.5%)の割合がどちらも高いことから、改善・拡充が求められている「相談支援体制」では、経済状況を含めた日常生活全般の相談支援を実施していく必要があります。

以上、ここでは「施策に対する改善・拡充について」の結果をとりあげましたが、今後の施策を検討する上で、以下のようにアンケート結果を活用することが重要であると考えます。

- ◇ 年齢あるいは障がい種別、また、その他の属性の違いによる集計結果を継続的に検討し、アンケート結果から把握できる障がいのある市民のニーズという根拠に基づいた施策を実施すること。
- ◇ 集計になじまない内容、具体的には「あなたは障がいを理由として差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますか」に記載された自由回答については、行政職員や福祉あるいは医療従事者などへの研修教材としての活用を検討すること。

《協力：にいがた自立生活研究会》

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

○現状と課題

本市では、これまでは全区に相談支援事業者を、また4つの区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより、福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、ピアカウンセリングなどを行い、障がいのある人が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。

障害福祉サービス事業者、雇用、教育といった関連する分野の関係者から構成する地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・部会などを設置・運営し、地域の関係機関によるネットワーク構築を図ってきました。

これからはさらに様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

一方で、精神障がいのある人とその家族が抱える課題は多様化しており、1つの機関だけでは十分に対応しきれないことがあります。そのため、相談員には精神疾患や障がいに関し、より専門的な知識や支援技術が求められています。

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

○施策の方向性

障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後は、基幹相談支援センターにおいて、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行うとともに、より専門的な支援が必要な場合には、他の専門相談機関と連携した支援を行い、だれもが安心して相談できる体制を整えます。さらに、当センターでは、地域移行・地域定着に関すること、相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止、差別解消などにも取り組みます。

また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置しているピアカウンセラーの積極的な活用や、適切な医療の提供に繋がるよう関係機関との連携に努めます。

その中で、家族の状況など障がいのある人を取りまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、

在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

さらに、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がいなどへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携や支援体制の充実に努めます。

発達障がいへの支援については、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと途切れのない支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

自宅でのひきこもりに対する支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動も実施します。また、ひきこもりの実態把握調査等によりひきこもりの現状把握を行い、支援体制の在り方を検討します。

災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

○主な事業

- 基幹相談支援センター
- 障がい者相談員設置
- 精神保健福祉相談事業
- こころの健康推進事業
- 居住サポート事業
- 地域活動支援センターへの支援
- 地域自立支援協議会の運営
- 身体障がい者更生相談所の運営
- 知的障がい者更生相談所の運営
- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営
- 発達障がい支援センター事業
- ひきこもり相談支援センター事業
- （仮称）児童発達支援センター「こころん」の運営

- 療育事業（療育教室）
- 専門医による発達相談
- 難病患者への訪問指導
- 児童相談所相談・支援事業
- 保育所等訪問支援

(2) 在宅サービスの充実

○現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がいのある人の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障がいのある人のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

また、障がいのある人が地域で生活していく上での、住居の確保も大きな課題となっています。

ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、市内の多くの事業所は空床利用型や併設型となっており、利用定員が限られているため、空室の不足や医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

○施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者にとって、より質の高いサービスを安定的、継続的に提供するためには、多くの事業者の参入が不可欠であり、今後もサービスの利用状況を踏まえながら、サービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

○主な事業

- 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）
- 短期入所給付費（ショートステイ）
- 共同生活援助給付費（グループホーム）
- 生活介護給付費
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 居住サポート事業（再掲）
- 生活サポート事業
- 日常生活用具給付事業
- 補装具費支給事業

- 障がい者紙おむつ支給事業
- 在宅難病患者紙おむつ支給事業
- 難病患者等居宅生活支援事業
- 難病患者等夜間看護サービス事業
- 身体障がい者福祉電話設置事業
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業

(3) 経済的な支援

○現状と課題

障がいのある人に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度の障がいのある人の外出への負担軽減を図っています。

今後は、障がい年金制度など市が行う制度以外のものも含め、各種制度を漏れなく、活用していただく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当の制度に関する情報を提供するなど、制度周知・受給支援に努め、手当の適切な支給を行います。

移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障害福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

○主な事業

- 特別障害者手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 新潟市重度心身障がい者福祉手当
- 在宅難病患者看護手当支給事業
- 心身障害者扶養共済制度
- 福祉タクシー利用助成事業
- 自動車燃料費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 障がい者等施設通所費助成事業

- 重度障がい者医療費助成
- 自立支援医療（更生医療）の給付
- 自立支援医療（育成医療）の給付
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付
- 精神障がい者入院医療費助成事業
- 障害福祉サービス利用者負担額軽減事業
- 人工透析患者通院費助成事業

（4）サービス基盤の充実

○現状と課題

現在、入所施設には、様々な障がい程度の方が入所しており、地域での生活が可能な障がいのある人については、入所施設から地域生活への移行が求められています。一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

さらに、特別支援学校卒業生が増加傾向にある中、日中活動系事業者が地域によって偏りがあることや、グループホームや重症心身障がい者及び強度行動障がい者が利用できる事業所・行動援護事業所・ショートステイが不足していることも課題です。

また、精神障がいのある人の地域移行については、精神科病院が行う退院促進の取組みの受け手となる地域の人的、物的資源の充実が重要となります。そのためには、行政機関、精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所が一体となって取組む体制が求められます。

○施策の方向性

障がいのある人が地域で自立して生活していくため、グループホームなどサービス基盤の整備・充実・質の向上に努め、グループホーム体験訓練の場など地域生活への移行を促進する支援策を検討します。

増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう、生活介護事業所などの施設の充実に努めるとともに、重症心身障がい者や強度行動障がい者が利用できる事業所・行動援護事業所・ショートステイなど特に不足している施設の整備を図ります。

また、施設入所待機者の解消に向けた施設整備など継続的に推進していくための検討を行います。

精神障がいのある人の円滑な地域移行・地域定着に向けて、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」において、地域移行の推進に向けた支援の在り方について検討します。また、行政機関、精神科病院、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所に

おける支援技術の底上げを図ります。

○主な事業

- 障がい者施設・事業所の整備
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- 精神障がい者地域生活支援施設補助金
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）
- 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）（再掲）
- 短期入所給付費（ショートステイ）（再掲）
- 共同生活援助給付費（グループホーム）（再掲）
- 生活介護給付費（再掲）
- 福祉ホームへの支援

(5) 地域生活を支える人づくり

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

○施策の方向性

障がいのある人やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。

今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

○主な事業

- 精神障がい者デイケア
- 精神障がい者家族教室
- 精神保健福祉ボランティア講座
- 精神保健福祉人材育成事業
- 地域自立支援協議会の運営（再掲）

(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

○現状と課題

障がいのある人の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援を行っています。

また「福祉をかえる『アート化』セミナー」を開催し、障がいのある人がア

ート活動に取り組むための支援を行っています。今後も、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動をさらに推進していくことが必要です。

○施策の方向性

障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、動物と触れ合うなど様々な取組みを検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。

平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無に関わらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組みを推進していきます。

障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、パラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。

○主な事業

- 福祉バスの運行
- 新潟市障がい者大運動会
- 障がい者スポーツ体制の充実
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
- 全国障害者スポーツ大会選手強化事業
- 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給
- 障がい者福祉センター事業
- 障がい者アート支援事業

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

○現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や手話奉仕員・要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（カセットテープ版・デイジー版・一般CD版）を作成し、希望者に郵送するほか、広報テレビ番組に手話通訳を付け、障がいのある人に必要な情報を提供し、コミュニケーション支援を実施してきました。

しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話奉仕員や要約筆記（パソコン）奉仕員の確保が課題となっています。

今後も、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

○施策の方向性

障がいのある人が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人に対して、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣や養成を行い、地域で障がいのある人を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます

また、インターネット、携帯電話などのITを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようにサポート体制の充実を図ります。

市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある方や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。

○主な事業

- コミュニケーション支援事業
- 点訳推進事業
- 音声訳推進事業
- 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業
- 手話通訳者設置事業
- 福祉サービスガイドブックの発行
- 点字・声の広報
- 手話付き広報テレビ
- ホームページによる情報発信
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 障がい者ITサポート事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

○現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を継続して実施し、障がいの早期気づきと相談支援に努めていますが、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学を迎えることも多いことから、関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、はまぐみ小児療育センター、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対する発達支援を行ってきました。

幼児ことばとこころの相談センターでは、利用を希望する対象者が多く速やかな対応が困難となっています。

また、こころの健康センター、区役所、地域保健福祉センターでは、精神疾患や受診に関する相談に応じて訪問支援も実施しています。しかし、学齢期・思春期には、様々な精神疾患が発症することから、教育機関への精神保健に関する普及啓発が課題です。また、初期の段階での精神の疾患の見極めは困難であり、適切な医療につながりにくい現状があります。さらに近年は緊急の受診を必要とする相談も増えており、その対応も課題となっています。

成人に対しては、脳血管疾患等生活習慣病の悪化による機能低下を予防するため、各種の健康診査や保健指導を実施しています。

○施策の方向性

今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制の充実に努めます。

また、生活習慣病等の健康診査の周知・充実に努めます。

学齢期における精神疾患の支援について教育機関を中心に関係機関と連携し、効果的な対応について検討します。

児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業を展開します。

児童発達支援センター「ひしのみ園」と「幼児ことばとこころの相談センター」の機能を一元化し専門機能を強化させた、療育事業の中核的機関として（仮

称) 児童発達支援センター「こころん」を設置し、ことばや発達に遅れのみられる子への相談支援、早期療育を行います。

○主な事業

- 乳幼児健康診査
- 車いす身体障がい者健康診査事業
- 訪問指導事業
- (仮称) 児童発達支援センター「こころん」の運営(再掲)
- 児童相談所相談・支援事業(再掲)
- 発達障がい支援センター事業(再掲)
- 療育事業(療育教室)(再掲)
- 専門医による発達相談(再掲)
- ひきこもり相談支援センター事業(再掲)
- 精神保健福祉相談事業(再掲)
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援(再掲)

(2) 医療およびリハビリテーションの充実

○現状と課題

医療面では、障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

医療や介護保険のリハビリテーションサービスの普及に伴い、行政での指導の必要性は減少していることから、機能訓練事業に代わり、相談・指導が必要な方には、理学療法士等が健康相談等で対応をしています。

○施策の方向性

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。

適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がいのある人の地域社会への参加・参画を支援します。

また、様々な脳疾患により高次脳機能障がいを有する人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。

○主な事業

- 療養介護給付費
- 医療型児童発達支援
- 重度障がい者医療費助成（再掲）
- 自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- 精神保健福祉調査研究事業
- 口腔保健福祉センター事業

(3) 精神保健と医療施策の推進

○現状と課題

精神障がいのある人の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神保健福祉手帳1級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

社会の複雑化や超高齢社会の到来により、地域の支え合い力や家族力の低下が指摘されており、精神障がいのある人の支援においても新たな体制づくりが求められています。また、本市の自殺者数は年々減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では最も高い水準にあります。

精神科救急については、平成26年3月に県と共同で精神科救急情報センターを開設し、平成26年4月から、夜間の精神科救急医療体制の県内完全2ブロック化を実施しました。

そのほか、平成26年3月に策定した新潟市医療計画では、本市の精神科医療について、入院が長期化している傾向があること、身体合併症に対応できる医療機関に限られること、アルコール依存症の治療を行う医療機関が少なく、薬物依存症の治療を行う医療機関がないことなどの課題があげられています。

○施策の方向性

市民にとってもっとも身近な窓口である区役所と、精神保健福祉に関する総合的技術センターであるところの健康センターの連携を軸とし、精神科医療機関や障害福祉サービス事業所等を含めた実効性のある連携体制を構築します。また、複雑多様化する精神疾患に対応するために、関係職員を対象とした専門的な研修を実施します。

自殺対策としては、新潟市自殺総合対策行動計画に基づいて、引き続きセーフティネットの構築に努めるとともに、自殺未遂者などハイリスク者の支援を

強化します。

医療については、新潟市医療計画に基づき、新たな長期入院者を生まない体制づくりに向けての取り組みを推進します。また、精神科救急情報センターの機能を強化するとともに、平日日中の救急体制や、精神科病院と精神科診療所の協力体制について検討します。身体合併症に対応できるよう、精神科医療機関と一般医療機関の連携体制の構築を図ります。

依存症などの専門医療については、医療だけでなく保健及び福祉サービスとの連携により、総合的な医療提供体制の強化を図ります。

○主な事業

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 精神科救急医療体制の確保
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 精神保健福祉調査研究事業（再掲）
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 重度障がい者医療費助成（再掲）

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

○現状と課題

就学前の障がいのある子どもには、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、子どもの心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を獲得することに努めています。

各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや心身の発達に気になる状況がみられる就学前の子どもに対する発達支援を行っていますが、相談支援の希望者が多く速やかな対応が困難となっています。

○施策の方向性

障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、発達障がい支援センター、（仮称）児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。

また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援に繋がる取組みの充実に努めます。

市内保育所における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による保育所職員の資質向上や保育所への専門相談員の派遣などにより療育体制の充実に努めます。

また、市内すべての保育所で障がいのある子どもの受け入れ体制を整備しています。

○主な事業

- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- （仮称）児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 発達支援コーディネーターの養成
- 巡回支援専門員の配置
- 児童発達支援（再掲）
- 医療型児童発達支援（再掲）
- 保育所等訪問支援（再掲）

(2) 学校教育の充実

○現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実に努めています。また、共生社会の実現を目指しインクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童・生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と共に合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童・生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員が多様な障がいの特性や指導方法に関する専門性を身に付け、指導力を向上させることが必要です。

○施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気付きや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として介助員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に取り組んでいきます。

○主な事業

- 特別支援教育サポートネットワーク事業
- 合理的配慮推進セミナーの実施
- 特別支援教育専門研修の実施
- 介助員等配置事業
- 特別支援ボランティアシステム
- 早期就学相談・支援の実施

(3) 放課後等活動の充実

○現状と課題

障がいのある子どもに対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業や放課後支援事業を行い、子どもたちの健全育成を図りました。

しかし、長期休暇時を中心に利用者が増加していることから、受け入れ拡大を検討していく必要があります。

○施策の方向性

放課後等デイサービスなどの放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。

また、福祉施設などにおける日中一時支援事業、ひまわりクラブでの障がい児の受け入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。

○主な事業

- 障がい児放課後支援事業
- 日中一時支援事業（再掲）
- 放課後等デイサービス事業
- 児童発達支援（再掲）

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

○現状と課題

障がい者雇用については、障害者雇用促進法に雇用率の定めがあり、平成25年の見直しでは、民間企業においては1.8%から2.0%に、地方公共団体にあつては2.1%から2.3%に引き上げられました。

こうした法改正等により障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がいのある人の就職件数や新規求職申込件数は年々増加しています。とりわけ、精神障がいのある人の件数は、大幅に増加しています。

本市においても、第3期新潟市障がい福祉計画における福祉施設から一般就労への移行者は、H26年度末に72名とする目標に対し、H25年度末には既に101名に達しました。

本市では、これまで障がい者職業能力向上支援事業によるセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきましたが、H25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設したことにより、就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援が可能となりました。

しかしながら、就職を希望している障がいのある人はまだ多数おり、就職後の定着や、雇用率未達成企業が5割にも満たないなどの課題があります。

また、難病患者については法定雇用率に算定されず、就職がしづらい状況にあります。

○施策の方向性

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させると共に、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。

職場の定着支援については、障がい者雇用奨励助成金を引き続き支給すると共に、H26年2月に結成した「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”」とも連携し、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。

また、本市が農業分野において国家戦略特区に指定されたことを踏まえ、農業など地域特性を生かした職域の拡大を図ります。

○主な事業

- 就労移行支援給付費
- 障がい者雇用奨励助成金の交付
- 障がい者就労施設等からの優先調達
- 自動車運転免許取得費助成事業（再掲）
- 障がい者ITサポート事業（再掲）
- 障がい者就業支援センター事業

(2) 福祉施設等への就労の支援

○現状と課題

本市では、これまで就労継続支援給付費の支給や、地域活動支援センターへの運営費補助を行うことで、企業での就労が難しい障がいのある人の就労の場としての機能を提供してきました。また、地域活動支援センターにおいては、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能も提供してきました。

しかし、多くの事業所では商品開発や製作能力、販路に限界があることから、そこで支払われる工賃は低額となっています。

また、NEXT21にある「まちなかほっとショップ」では、障がいのある人が作った製品や作品の販売支援を行っていますが、販売実績は横ばい状況にあります。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

○施策の方向性

今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出に繋がるよう、積極的に他

都市の参考事例について情報提供を行います。

「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

○主な事業

- 授産製品の展示販売の支援
- 就労継続支援給付費
- 障がい者施設・事業所の整備（再掲）
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた住宅で快適な日常生活を送るためには、それを阻害している環境要因を軽減したり取り除き、安心して生活できる住環境を確保することが必要です。

本市では、障がいのある人やその同居家族に対し、住宅環境を改善するため、障がいのある人の専用居室等の新・増築、改築、改造、購入のために障がい者住宅整備資金融資を行っています。また、在宅の重度の障がいのある人がいる世帯に対し、障がいのある人の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

これからも、さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

○施策の方向性

障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。

○主な事業

- 障がい者住宅整備資金融資
- 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

- 障がい者が自立し安心して暮らせる住環境の創出
- 居住サポート事業（再掲）
- 空き家活用リフォーム推進事業（障がい者グループホームの整備・障がい者世帯の住み替え）

（2）安心・安全なまちづくりの推進

○現状と課題

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）および「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。

今後は、障がいのある人や高齢者を含めたすべての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

○主な事業

- 安全に通行できる歩道空間の確保
- 無電柱化推進事業
- 交通バリアフリー推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業

（3）防災対策および災害時支援体制の整備

○現状と課題

安全な日常生活を送ることができるよう、障がい者あんしん連絡システムにより、一人暮らしの重度の障がいのある人の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

消防局の「消防情報システム」に登録するなどして、出動した各消防隊へ速やかに情報を共有することにより、安全・迅速・確実な消防救助活動が行われています。

また、聴覚等に障がいがあり、口頭による119番通報が困難な方々に対し、ファックスやメールによる119番通報を可能とした緊急通報システムを確立

しています。

災害に対する配慮としては、自主防災組織等に自力避難が困難な状態である方の名簿として「災害時要援護者名簿」の提供を行っていますが、同組織等に対して避難支援が適切に行えることを確認していただくことや支援体制作りを行うよう指導していきます。

○施策の方向性

高齢者や障がいのある人、難病患者等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるように、災害時要援護者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。

また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人が安心して避難生活を続けられるよう、障がいの特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

○主な事業

- 災害時要援護者対策事業
- にいがた防災メールの配信
- 福祉避難所開設と災害時支援体制の整備
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）

(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

○現状と課題

近年、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断能力に不安のある障がいのある人が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

○施策の方向性

グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人及び家族に対する犯罪被害や消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

犯罪被害や消費者被害の防止に当たっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、犯罪事例や障がいのある人を対象にした被害事例を提供します。

○主な事業

- 苦情処理・消費生活相談事業
- 消費者啓発情報提供事業

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

○現状と課題

障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、いまだ、社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

○施策の方向性

現在、本市では、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とした「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の制定に向け検討を重ねています。

この条例では、障がいを理由とした差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める周知啓発・研修を実施することや条例推進会議の設置、事後対応策として相談・紛争解決機関の設置などを定めています。これらの取組みを推進することで、障がいを理由とした差別の解消を図り、共生社会を実現していきます。

○主な事業

- 基幹相談支援センター（再掲）

(2) 権利擁護の推進

○現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がいのある人や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、

一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

○施策の方向性

「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別等に速やかに対応します。

障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが、必要とする方が円滑に利用できるよう、制度の普及に努めます。

また、障がい者虐待防止センターを始めとする虐待防止事業に取り組みます。

○主な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 基幹相談支援センター（再掲）
- 法律相談の実施
- 日常生活自立支援事業
- 障がい者虐待防止対策事業

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

○現状と課題

「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の検討基礎資料とすることを目的として、平成25年4月～6月にかけて市民を対象に障がいを理由とした生きづらさ・差別事例の募集を行ったところ、91通・167件の事例が寄せられました。募集事例の中には、障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解により、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースが多くありました。

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

○施策の方向性

障がいのある人を対象に行った計画策定に係るアンケート調査では「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の認知度は、非常に低い結果となっています。今後はより一層の周知・普及を図り、各種障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取り組みを行います。

市民への啓発事業として「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、障がいや障がいのある人への関心や理解を深めるイベントを実施しています。

学校教育においても、副読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるよう引き続き啓発を

行っていきます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

○主な事業

- 福祉のまちづくり推進事業（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 市民健康福祉まつり

(4) 福祉教育の推進

○現状と課題

本市では、学校教育等を通じて、障がいに対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、さらに充実が必要です。そのために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会や、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場を増やしていく必要があります。

○ 施策の方向性

学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学びあう機会を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場や居住地校交流の場を設けるなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

障がいや障がいのある子ども・障がいのある人の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験（点字や手話、車いす等）をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、配布します。授業での活用により、今後も学校での啓発に努めます。

○主な事業

- 「福祉副読本」の作成
- 交流及び共同学習の実施

(5) ボランティア活動の支援・推進

○現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と障がいのある人との交流やボランティア活動の場が必要です。

○施策の方向性

ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支援たいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。また、ボランティアに関心のある市民が、継続してボランティア活動に参加できる仕組みを検討していきます。

○主な事業

- 精神保健福祉ボランティア講座（再掲）
- 精神保健福祉人材育成事業（再掲）
- 障がい者福祉センター事業（再掲）

第3部 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

障がい者計画は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら支え合い、安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障がいのある人のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

障がいのある人の地域生活を支援していく上で、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体は重要な役割を担っており、行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり、それらの団体や学識経験者等と連携を十分図ります。

個別の状況や具体的な課題について、保健・医療・福祉等の大学や地域自立支援協議会などと連携・協働して調査研究を行い、障がいのある人一人ひとりのニーズを正確に把握し、障がい者施策への的確な反映と推進に努めます。

3 計画の推進

計画の推進については、関係機関とのネットワークを構築し、相談支援事業者などを加えた地域自立支援協議会などで、計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに、新潟市障がい者施策審議会において、総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査審議を行い、その施策の実施状況について監視します。

また、施策の実施・推進にあたっては、障がいのある人が参加・参画する機会を設け、その他の関係者の意見を含めて十分に聴き取り、その意見を尊重し、各種障がい者施策に反映させていきます。

○ 主な事業

- 地域自立支援協議会の運営（再掲）
- 新潟市障がい者施策審議会の運営

参考資料：主な事業の概要

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

*各事業の実施予定年度を記載しておりますが、予算措置等によって、実施年度が変更になる場合があります。

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
基幹相談支援センター	障がい福祉課	拡充	障がい者およびその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。さらに相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域移行促進や権利擁護や虐待防止への取組等を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援機能の強化を図る。また各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、乳幼児期における早期の支援体制を確立し、保護者の負担や不安の軽減を図り、ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。	●	●	●
障がい者相談員設置	障がい福祉課	継続	各地域の相談員・ピアカウンセラー等を通じて、障がい者やその家族に各種情報の提供および適切な支援等を行い、福祉の向上を図る。	●	●	●
精神保健福祉相談事業	こころの健康センター	継続	精神障がい者およびその家族などの、精神疾患やこころの健康に関する相談を行う。また、必要により、家庭への訪問指導を行う。	●	●	●
こころの健康推進事業	こころの健康センター	拡充	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や、関係職員研修、普及啓発等を行い、市民のこころの健康の増進を図る。また、自殺対策の研修会や講演会を実施する。	●	●	●
居住サポート事業	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、障がい者の居住の確保に必要な支援を行う。	●	●	●
地域活動支援センターへの支援	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●
地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課	継続	全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、進路検討部会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行う。	●	●	●
身体障がい者更生相談所の運営	身体障がい者更生相談所	継続	身体障がい者に関する専門的な相談や、更生医療・補装具についての判定などを行う「新潟市身体障がい者更生相談所」の事業運営を行う。	●	●	●
知的障がい者更生相談所の運営	知的障がい者更生相談所	継続	知的障がい者に関する専門的な相談や、医学的・心理学的な判定などを行う「新潟市知的障がい者更生相談所」の事業運営を行う。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

こころの健康センター (精神保健福祉センター) の運営	こころの健康センター	拡充	精神保健福祉に関する中核機関として、相談、研修・教育、研究等を行う「こころの健康センター」の事業運営を行う。H23年度より、自殺総合対策を担ういのちの支援室を新設するとともに、障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し、精神保健福祉に関する総合的な機関として、体制を強化している。	●	●	●
発達障がい支援センター事業	障がい福祉課	継続	発達障がい者に対しては、早期気づき、早期の発達支援を行うとともに、生涯にわたっての支援が必要となるため、その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。	●	●	●
ひきこもり相談支援センター事業	こころの健康センター	継続	ひきこもりの長期化を防ぐため、総合的な窓口を設置し、ひきこもりに関する相談支援等を行う。	●	●	●
(仮称) 児童発達支援センター「こころん」の運営	障がい福祉課	新規	ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを統合し、(仮称) 児童発達支援センター「こころん」を設置する。専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援を行う。	●	●	●
療育事業 (療育教室)	障がい福祉課	継続	言語や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児、またはそれにより日常生活に困難がある乳幼児に対して、専門スタッフが親子遊び等を通して、乳幼児への発達の支援や、保護者への助言、療育機関等への紹介を行う。	●	●	●
専門医による発達相談	障がい福祉課	継続	健康診査や相談等の結果、医師の相談が必要と認められる乳幼児に対し、医師等による発達の見極め・助言指導・専門医療機関や療育機関の紹介等を行う。	●	●	●
難病患者への訪問指導	保健管理課	継続	難病患者や家族が、地域でより良い療養生活を送るために、保健師・看護師による、在宅難病患者に対する訪問指導を実施する。	●	●	●
児童相談所相談・支援事業	児童相談所	継続	政令指定都市に必置である児童相談所を運営することにより、専門的な相談・判定機関として、障がい児の支援を行う。	●	●	●
保育所等訪問支援	障がい福祉課	継続	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	●	●	●

(2) 在宅サービスの充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
居宅介護等給付費 (ホームヘルプサービス)	障がい福祉課	継続	在宅又は外出時の支援が必要な障がい者に対する入浴、排せつ、食事等の介護及び家事の援助又は移動介護を行う。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

短期入所給付費 (ショートステイ)	障がい福祉課	継続	介護者の病気等により、障がい者が在宅での生活が一時的に困難になったときに、その期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける。	●	●	●
共同生活援助給付費 (グループホーム)	障がい福祉課	継続	障がい者が、地域で自立した生活を送ることを目的として、共同生活の場を提供し、世話人等による必要な介護及び支援等を行う。	●	●	●
生活介護給付費	障がい福祉課	継続	常に介護を必要とする障がい者に対し、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。	●	●	●
移動支援事業	障がい福祉課	継続	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。	●	●	●
日中一時支援事業	障がい福祉課	継続	介護者が病気の場合などに、日中において施設で見守り等の支援を行う。	●	●	●
訪問入浴サービス事業	障がい福祉課	継続	在宅の重度身体障がい者のうち、自宅や施設での入浴が困難な者に対して、自宅に訪問入浴車を派遣する。	●	●	●
居住サポート事業（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、障がい者の住居の確保に必要な支援を行う。	●	●	●
生活サポート事業	障がい福祉課	継続	介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。	●	●	●
日常生活用具給付事業	障がい福祉課	拡充	重度の障がい者（児）が、在宅での日常生活をより円滑に行えるよう、各種の日常生活用具を給付する。	●	●	●
補装具費支給事業	障がい福祉課	継続	身体機能を補完または代替する補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し、その補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給する。	●	●	●
障がい者紙おむつ支給事業	障がい福祉課	継続	在宅で常時紙おむつが必要な3歳以上64歳以下の重度障害者（児）に紙おむつを支給し、障がい者（児）の衛生を確保するとともに、介護者の経済的および精神的負担を軽減する。	●	●	●
在宅難病患者紙おむつ支給事業	保健管理課	継続	在宅で常時紙おむつが必要な指定難病患者・小児慢性特定疾病患者に紙おむつを支給し、患者の衛生を確保するとともに、介護者の経済的および精神的負担の軽減を図る。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

難病患者等居宅生活支援事業	保健管理課	継続	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。	●	●	●
難病患者等夜間看護サービス事業	保健管理課	継続	在宅で寝たきりの難病患者と家族の生活の質を高め、より良い在宅療養生活を支援するため、在宅寝たきりの人工呼吸器装着および気管切開の難病患者に対して夜間の訪問看護を実施した訪問看護ステーションに対し、補助金を交付する。	●	●	●
身体障がい者福祉電話設置事業	障がい福祉課	継続	一人暮らしの重度身体障がい者に、日常生活の安全と社会活動の便宜供与をするため、福祉電話または特殊機能付き電話を貸与し、その費用の一部を助成する。	●	●	●
身体障がい者あんしん連絡システム事業	障がい福祉課	継続	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に、緊急通報装置を給付し、緊急時に24時間体制で受信センターによる出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。	●	●	●

(3) 経済的な支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
特別障害者手当の支給	障がい福祉課	継続	身体・知的または精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に対して、その障がいによって生ずる経済的負担を軽減するために手当を支給する。	●	●	●
特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	継続	在宅の中重度の障がい児を扶養する保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当を支給する。	●	●	●
障害児福祉手当の支給	障がい福祉課	継続	在宅の重度障がい児に対し、障がいのために生じる経済的負担を軽減するため、障害児福祉手当を支給する。	●	●	●
新潟市重度心身障がい者福祉手当	障がい福祉課	継続	重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、新潟市重度心身障がい者手当を支給する。	●	●	●
在宅難病患者看護手当支給事業	保健管理課	継続	在宅で寝たきりの状態にある指定難病患者・小児慢性特定疾病患者を常時看護している人に対し、看護手当を支給し、看護人の負担の軽減を図り、患者の保健衛生と看護の向上を図る。	●	●	●
心身障害者扶養共済制度	障がい福祉課	継続	身体・知的・精神障がい者の保護者が、一定期間掛金を拠出することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態になったときに、残された障がい者に終身年金を支給する。	●	●	●
福祉タクシー利用助成事業	障がい福祉課	継続	心身障がい者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー助成券を交付して、タクシー料金の一部を助成する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

自動車燃料費助成事業	障がい福祉課	継続	心身障がい者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、障がい者の移動のために使用する本人または生計同一者の所有する自動車の燃料費の一部を助成する。	●	●	●
自動車改造費助成事業	障がい福祉課	継続	重度身体障がい者の社会参加を図るため、重度身体障がい者が自ら運転するため自動車を改造する場合、またはその家族が自動車を改造する場合に費用の一部を助成する。	●	●	●
自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課	継続	身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に直接要する費用の一部を助成する。	●	●	●
障がい者等施設通所費助成事業	障がい福祉課	継続	障がい者施設に定期的に通所する障がい者に対し、通所に必要な交通費の一部を助成する。	●	●	●
重度障がい者医療費助成	障がい福祉課	継続	重度の身体・知的・精神障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。	●	●	●
自立支援医療（更生医療）の給付	障がい福祉課	継続	18歳以上の身体障がい者を対象に、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、現在の障がいを除去または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（育成医療）の給付	健康増進課	継続	身体に障がいのある18歳未満の児童で、医療を受けることにより、機能が回復し日常生活が送られる見込みのある児童を対象に、その障がいを除去、または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（精神通院医療）の給付	障がい福祉課	継続	精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●
精神障がい者入院医療費助成事業	障がい福祉課	継続	精神障がい者およびその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。ただし、重度障がい者医療費助成受給者は対象外。	●	●	●
障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業	障がい福祉課	継続	障がい福祉サービス等の利用者負担額が、平成18年4月より応能負担から定率負担へと改正されたことから、負担額を国基準額の2割減として利用者負担額の激変緩和を図る。	●	●	●
人工透析患者通院費助成事業	障がい福祉課	継続	人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(4) サービス基盤の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
障がい者施設・事業所の整備	障がい福祉課	継続	通所事業所や地域活動支援センター、グループホームなど、障がい者が地域で自立していくための、サービス基盤の整備・充実に努める。	●	●	●
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	こころの健康センター	継続	精神科病院に入院している精神障がい者が住みなれた地域で安心して生活することができるよう、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」の開催、ピア・サポーターの活用、「アパート暮らし体験事業」の実施により体制整備を行う。	●	●	●
精神障がい者地域生活支援施設補助金	こころの健康センター	継続	精神障がい者の自立と社会復帰および社会参加の促進を図るため、精神障がい者が気軽に交流できる地域生活支援施設「いこいの家」の運営費の一部を補助する。	●	●	●
地域活動支援センターへの支援(再掲)	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●
居宅介護等給付費(ホームヘルプサービス)(再掲)	障がい福祉課	継続	在宅又は外出時の支援が必要な障がい者に対する入浴、排せつ、食事等の介護及び家事の援助又は移動介護を行う。	●	●	●
短期入所給付費(ショートステイ)(再掲)	障がい福祉課	継続	介護者の病気等により、障がい者が在宅での生活が一時的に困難になったときに、その期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける。	●	●	●
共同生活援助給付費(グループホーム)(再掲)	障がい福祉課	継続	障がい者が、地域で自立した生活を送ることを目的として、共同生活の場を提供し、世話人等による必要な介護及び支援等を行う。	●	●	●
生活介護給付費(再掲)	障がい福祉課	継続	常に介護を必要とする障がい者に対し、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。	●	●	●
福祉ホームへの支援	障がい福祉課	継続	障がい者の自立と社会復帰および社会参加の促進を図るため、住居を必要とする障がい者に対し、低額な料金で居室を提供し、日常生活に必要な相談、支援等を行う福祉ホームの事業費を補助する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(5) 地域生活を支える人づくり

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
精神障がい者デイケア	こころの健康センター	継続	精神障がい者に対するリハビリテーションとして、対人関係の改善、日常生活技術の習得や社会生活能力の向上を図り、地域生活への移行を支援する。	●	●	●
精神障がい者家族教室	こころの健康センター	継続	精神障がい者に関する病気や障がいについての知識を深め、また、家族相互の交流を図り、情報を共有することにより、当事者への適切な援助技法を習得する。	●	●	●
精神保健福祉ボランティア講座	こころの健康センター	継続	精神障がい者と市民が協力し合える地域づくりを目指し、地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成し、もって、精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	●	●	●
精神保健福祉人材育成事業	こころの健康センター	継続	精神保健福祉関係機関職員等に対する専門研修および普及啓発研修を行い、地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成する。	●	●	●
地域自立支援協議会の運営 (再掲)	障がい福祉課	継続	全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、進路検討部会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行う。	●	●	●

(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
福祉バスの運行	障がい福祉課	継続	障がい者団体の行う研修や社会参加を目的とする活動の際に、リフト付き福祉バス等を運行し、移動手段の面から障がい者の社会参加を支援する。	●	●	●
新潟市障がい者大運動会	障がい福祉課	継続	障がい者の「完全参加と平等」の達成を目指し、障がい者と健常者がスポーツやレクリエーションを通じて、親睦と友情の輪を広めるため、「障がい者大運動会」を開催する。	●	●	●
障がい者スポーツ体制の充実	スポーツ振興課	継続	障がい者スポーツの体制を整備する。 障がい者が身近に参加できる環境の充実を図る。	●	●	●
全国障害者スポーツ大会 選手派遣事業	障がい福祉課	継続	全国障害者スポーツ大会に新潟市を代表して出場する選手の派遣を行う。	●	●	●
新潟県障害者スポーツ大会 開催事業	障がい福祉課	継続	県内の障がいのある選手が、日頃鍛えたスポーツの技を競う「新潟県障害者スポーツ大会」を、新潟県とともに開催する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

全国障害者スポーツ大会 選手強化事業	障がい福祉課	継続	全国障害者スポーツ大会に派遣する新潟市選手の育成・強化を図るとともに、障がい者の社会参加を促進する事業を実施する。	●	●	●
障がい者スポーツ全国大会 参加激励金支給	障がい福祉課	継続	国や公的団体が主催する障がい者スポーツ全国大会等の参加者に激励金を支給する。	●	●	●
障がい者福祉センター事業	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。 また、手話や点字、要約筆記等の基礎的な技術や知識を学ぶ講習会を開催し、聴覚障がい者や視覚障がい者等と意思疎通を図ることができる人材を育成し、もって、聴覚障がい者や視覚障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。	●	●	●
障がい者アート支援事業	障がい福祉課	継続	障がい者の新たな生きがい・楽しみづくりや、活動を通じた地域交流・社会参加の広がり、さらには優れた作品が売れることによる工賃の増加を目指し、先進事例セミナーの開催など障がい者アート活動の支援を行う。	●	●	●

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	拡充	障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。	●	●	●
点訳推進事業	障がい福祉課	継続	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し、行政情報や一般刊行物を点字化して配布し、視覚障がい者の情報獲得の一助とする。	●	●	●
音声訳推進事業	障がい福祉課	継続	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し、「福祉のしおり」などのガイドブックを音声化して配布し、視覚障がい者の情報獲得の一助とする。	●	●	●
手話奉仕員・要約筆記奉仕員 養成事業	障がい福祉課	継続	聴覚障がい者の社会参加のため、手話または要約筆記の技術および知識を修得した奉仕員の養成・技術向上のための講習会を実施する。	●	●	●
手話通訳者設置事業	障がい福祉課	継続	各区役所に手話等でコミュニケーションができる窓口相談員を配置する。	●	●	●
福祉サービスガイドブックの 発行	障がい福祉課	継続	障がい福祉に関する制度やサービスなどについての情報提供を図るため、ガイドブックを発行する。（「福祉のしおり」、「精神保健福祉情報ガイド」、「障がい福祉サービス等利用ガイドブック」）	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

点字・声の広報	広報課	継続	視覚障がい者や視力の弱い市民のため、市報の点字版や音声版（カセットテープ版・デジタル版・一般CD版）を作成し、毎週郵送することにより市政情報を提供する。	●	●	●
手話付き広報テレビ	広報課	継続	聴覚障がい者や耳の不自由な市民のために、市政テレビ番組「さわやか新潟」（年4回）に手話通訳を付け、市政情報を提供する。	●	●	●
ホームページによる情報発信	広報課	継続	ホームページの内容を充実させることはもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないウェブアクセシビリティに配慮したページを作成する。	●	●	●
障がい者福祉センター事業（再掲）	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。	●	●	●
障がい者ITサポート事業	障がい福祉課	継続	新潟市における障がい者のIT技術に関するニーズをはじめ、障がい者一人ひとりの特性に合わせた支援に関するノウハウの取得を目指す。障がい者のIT技術の修得を支援することにより、社会参加の促進を図る。	●	●	●
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	障がい福祉課	継続	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	●	●	●
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	障がい福祉課	継続	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。	●	●	●

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
乳幼児健康診査	健康増進課	継続	乳幼児に対し、年齢に応じた身体発育・運動機能・精神発達・歯科などについて健康診査を実施する。また、子育ての相談、食生活・生活習慣病の助言及び歯科保健指導などの育児支援を実施する。	●	●	●
車いす身体障がい者健康診査事業	障がい福祉課	継続	車いすを常時使用する18歳以上の在宅の身体障がい者を対象に、委託医療機関での健康診査を全額公費負担で実施する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

訪問指導事業	健康増進課	継続	療養上の保健指導が必要な人に対して、保健師・看護師などが訪問し、本人および家族に対し必要な保健指導および栄養指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。	●	●	●
(仮称) 児童発達支援センター「こころん」の運営 (再掲)	障がい福祉課	新規	ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを統合し、(仮称) 児童発達支援センター「こころん」を設置する。専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援を行う。	●	●	●
児童相談所相談・支援事業 (再掲)	児童相談所	継続	政令指定都市に必置である児童相談所を運営することにより、専門的な相談・判定機関として、障がい児の支援を行う。	●	●	●
発達障がい支援センター事業 (再掲)	障がい福祉課	継続	発達障がい者に対しては、早期気づき、早期の発達支援を行うとともに、生涯にわたっての支援が必要となるため、その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。	●	●	●
療育事業 (療育教室) (再掲)	障がい福祉課	継続	言語や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児、またはそれにより日常生活に困難がある乳幼児に対して、専門スタッフが親子遊び等を通して、乳幼児への発達の支援や、保護者への助言、療育機関等への紹介を行う。	●	●	●
専門医による発達相談 (再掲)	障がい福祉課	継続	健康診査や相談等の結果、医師の相談が必要と認められる乳幼児に対し、医師等による発達の見極め・助言指導・専門医療機関や療育機関の紹介等を行う。	●	●	●
ひきこもり相談支援センター事業 (再掲)	こころの健康センター	継続	ひきこもりの長期化を防ぐため、総合的な窓口を設置し、ひきこもりに関する相談支援等を行う。	●	●	●
精神保健福祉相談事業 (再掲)	こころの健康センター	継続	精神障がい者およびその家族などの、精神疾患やこころの健康に関する相談を行う。また、必要により、家庭への訪問指導を行う。	●	●	●
児童発達支援	障がい福祉課	継続	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。	●	●	●
医療型児童発達支援	障がい福祉課	継続	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行う。	●	●	●
保育所等訪問支援 (再掲)	障がい福祉課	継続	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(2) 医療およびリハビリテーションの充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
療養介護給付費	障がい福祉課	継続	医療と常時介護を必要とする障がい者（筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者）に対し、医療機関で機能訓練・療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。	●	●	●
医療型児童発達支援	障がい福祉課	継続	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行う。	●	●	●
重度障がい者医療費助成（再掲）	障がい福祉課	継続	重度の身体・知的・精神障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。	●	●	●
自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	継続	18歳以上の身体障がい者を対象に、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、現在の障がいを除去または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）	健康増進課	継続	身体に障がいのある18歳未満の児童で、医療を受けることにより、機能が回復し日常生活が送られる見込みのある児童を対象に、その障がいを除去、または軽減するために必要な医療を給付する。	●	●	●
自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	継続	精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●
精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	継続	精神障がい者およびその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。ただし、重度障がい者医療費助成受給者は対象外。	●	●	●
小児慢性特定疾患治療研究事業	健康増進課	継続	小児慢性疾患のうち、国で定めた特定疾患にかかっている18歳未満の児童で、各疾患の認定基準を満たす児童を対象に医療費の給付を行う。また、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。	●	●	●
精神保健福祉調査研究事業	こころの健康センター	継続	ひきこもり、摂食障がい、思春期、認知症、災害時のメンタルヘルス等に対する専門分野の調査研究を進め、あわせて関係機関に対する技術援助を実施する。	●	●	●
口腔保健福祉センター事業	健康増進課	継続	休日の急患歯科診療を行うほか、予約制で一般の歯科診療所で治療が難しい、障がい者や高齢者を対象とした歯科診療などを行う。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(3) 精神保健と医療施策の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
こころの健康センター (精神保健福祉センター) の運営 (再掲)	こころの 健康センター	拡充	精神保健福祉に関する中核機関として、相談、研修・教育、研究等を行う「こころの健康センター」の事業運営を行う。H23年度より、自殺総合対策を担ういのちの支援室を新設するとともに、障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し、精神保健福祉に関する総合的な機関として、体制を強化している。	●	●	●
精神科救急医療体制の確保	こころの 健康センター	継続	休日・夜間における緊急な精神科医療を必要とする、精神障がい者等のための精神科救急医療システムを整備し、精神障がい者やその家族が安心して生活できる地域づくりを進める。	●	●	●
精神保健福祉相談事業 (再掲)	こころの 健康センター	継続	精神障がい者およびその家族などの、精神疾患やこころの健康に関する相談を行う。また、必要により、家庭への訪問指導を行う。	●	●	●
こころの健康推進事業 (再掲)	こころの 健康センター	拡充	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や、関係職員研修、普及啓発等を行い、市民のこころの健康の増進を図る。さらに上記に加え、自殺対策の研修会や講演会を実施する。	●	●	●
精神保健福祉調査研究事業 (再掲)	こころの 健康センター	継続	ひきこもり、摂食障がい、思春期、認知症、災害時のメンタルヘルス等に対する専門分野の調査研究を進め、あわせて関係機関に対する技術援助を実施する。	●	●	●
自立支援医療 (精神通院医療) の 給付 (再掲)	障がい福祉課	継続	精神疾患 (認知症、てんかんなども含む) で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。	●	●	●
精神障がい者入院医療費 助成事業 (再掲)	障がい福祉課	継続	精神障がい者およびその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。ただし、重度障がい者医療費助成受給者は対象外。	●	●	●
重度障がい者医療費助成 (再掲)	障がい福祉課	継続	重度の身体・知的・精神障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。	●	●	●

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
発達障がい支援センター事業 (再掲)	障がい福祉課	継続	発達障がい者に対しては、早期気づき、早期の発達支援を行うとともに、生涯にわたっての支援が必要となるため、その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(仮称) 児童発達支援センター「こころん」の運営 (再掲)	障がい福祉課	新規	ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを統合し、(仮称) 児童発達支援センター「こころん」を設置する。専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援を行う。	●	●	●
療育事業 (療育教室) (再掲)	障がい福祉課	継続	言語や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児、またはそれにより日常生活に困難がある乳幼児に対して、専門スタッフが親子遊び等を通して、乳幼児への発達の支援や、保護者への助言、療育機関等への紹介を行う。	●	●	●
発達支援コーディネーターの養成	障がい福祉課	継続	保育園や幼稚園において、障がい児支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターを養成する。	●	●	●
巡回支援専門員の配置	障がい福祉課	継続	保育所等施設を訪問し、施設スタッフや保護者に対し発達障がいの専門的な助言等の支援を行う。	●	●	●
児童発達支援 (再掲)	障がい福祉課	継続	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。	●	●	●
医療型児童発達支援 (再掲)	障がい福祉課	継続	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行う。	●	●	●
保育所等訪問支援 (再掲)	障がい福祉課	継続	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	●	●	●

(2) 学校教育の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
特別支援教育サポートネットワーク事業	学校支援課	継続	学校に在籍する障がいのある子どもたちについて、指導方法や校内体制について、専門的な立場から指導、助言するために、特別支援教育サポートセンターを中心にして相談・支援を行うネットワークづくりを実施する。	●	●	●
介助員等配置事業	学校支援課	継続	市立学校の特別支援学級及び通常の学級の障がいのある児童生徒の支援のために介助員等を配置する。	●	●	●
特別支援教育に関する各種研修	学校支援課	継続	教職員の理解促進や指導力の向上のため、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターにおいて特別支援教育に関する研修会を開催する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

特別支援ボランティアシステム	学校支援課	継続	通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒に対して、学習の補助等を行うボランティアを募集し、学校へ派遣する。	●	●	●
----------------	-------	----	--	---	---	---

(3) 放課後活動の充実

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
障がい児放課後支援事業	障がい福祉課	継続	障がい児の健全な育成を図るため、専門介護員を配置した放課後活動の場を提供するとともに、保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援する。	●	●	●
日中一時支援事業（再掲）	障がい福祉課	継続	介護者が病気の場合などに、日中において施設で見守り等の支援を行う。	●	●	●
放課後等デイサービス事業	障がい福祉課	継続	学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進と居場所づくりを推進する。	●	●	●
児童発達支援（再掲）	障がい福祉課	継続	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。	●	●	●

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
就労移行支援給付費	障がい福祉課	継続	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な支援を行う。	●	●	●
障がい者雇用奨励助成金の交付	障がい福祉課	継続	障がい者を雇用している事業主に対し、国の助成期間終了後、引き続き市の助成金を交付し、障がい者の職場定着を図る。	●	●	●
障がい者就労施設等からの優先調達	障がい福祉課	継続	「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設や障がい者多数雇用事業者から市が物品又は役務を積極的に調達する。	●	●	●
自動車運転免許取得費助成事業（再掲）	障がい福祉課	継続	身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に直接要する費用の一部を助成する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

障がい者ITサポート事業（再掲）	障がい福祉課	継続	新潟市における障がい者のIT技術に関するニーズをはじめ、障がい者一人ひとりの特性に合わせた支援に関するノウハウの取得を目指す。障がい者のIT技術の修得を支援することにより、社会参加の促進を図る。	●	●	●
障がい者就業支援センター事業	障がい福祉課	継続	就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで、一貫した伴走型支援を実施する障がい者就業支援センターを運営する。	●	●	●

(2) 福祉施設等への就労の支援

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
授産製品の展示販売の支援	障がい福祉課	継続	各施設・作業所等において障がい者が作った製品や作品の展示・販売を支援することで、障がい者の就労と障がいへの理解の促進を図る。	●	●	●
就労継続支援給付費	障がい福祉課	継続	一般企業等での就労が難しい障がい者に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な支援を行う。（雇用型・非雇用型）	●	●	●
障がい者施設・事業所の整備（再掲）	障がい福祉課	継続	通所事業所や地域活動支援センター、グループホームなど、障がい者が地域で自立していくための、サービス基盤の整備・充実に努める。	●	●	●
地域活動支援センターへの支援（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。	●	●	●

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
障がい者住宅整備資金融資	障がい福祉課	継続	障がい者または障がい者と同居する家族に対し、障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新築、増改築、または、改造のための資金の貸付を行う。	●	●	●
障がい者向け住宅リフォーム助成事業	障がい福祉課	継続	重度の障がい者がいる世帯に対し、その住宅を障がい者の居住に適するように改造するために必要な費用の一部を助成する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備	住環境政策課	継続	市営住宅の整備・建替えにあたっては、ユニバーサルデザイン化を図り、誰もが生活しやすい住宅の提供を行う。また、建替え時等に障がい者向け住戸の供給を検討し、住宅に困窮する低所得者層の障がい者の支援を行う。	●	●	●
障がい者が自立し安心して暮らせる住環境の創出	住環境政策課	継続	障がい者住宅整備資金融資、障がい者向け住宅リフォーム助成事業等、各種の助成・融資制度の活用促進に向けた情報提供を行う。	●	●	●
居住サポート事業（再掲）	障がい福祉課	継続	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、障がい者の住居の確保に必要な支援を行う。	●	●	●
空き家活用リフォーム推進事業（障がい者グループホームの整備・障がい者世帯の住み替え）	障がい福祉課	継続	空き家を活用したグループホームの整備や障がい者世帯の住み替えに対して、必要な支援を行う。	●	●	●

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
安全に通行できる歩道空間の確保	土木総務課	新規	高齢者や障がい者が安全に通行できる歩道空間を確保するため、既存歩道の段差切下げや点字・誘導ブロックの設置などを実施する。	●	●	●
無電柱化推進事業	道路計画課	新規	高齢者や障がい者などが快適に歩ける歩行空間を確保するため、無電柱化や歩道新設などを推進する。	●	●	●
交通バリアフリー推進事業	都市交通政策課	継続	バリアフリー新法や新潟市交通バリアフリー基本構想に基づき、交通事業者が管理する施設へのバリアフリー化を支援する。	●	●	●
福祉のまちづくり推進事業	障がい福祉課	継続	障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」をすすめるために、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議などにより、民間施設を含めたバリアフリーを図るとともに、心のバリアフリーを促進するため、一般市民への啓発事業を実施する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(3) 防災対策および災害時支援体制の整備

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
災害時要援護者対策事業	防災課	継続	災害時要援護者申請・登録制度に基づき作成した要援護者名簿や、避難誘導資機材を地域に提供するとともに、中高生を対象とした防災講習会を開催するなど、地域で共に助け合う要援護者避難支援体制の強化を図る。	●	●	●
にいがた防災メールの配信	危機対策課	継続	避難勧告等の緊急を要する災害関連情報をEメールにより伝達する。	●	●	●
福祉避難所開設と災害時支援体制の整備	障がい福祉課	継続	大規模災害発生時に、障がいの特性に応じたきめ細かい支援が行える福祉避難所を開設し、障がい特性に応じた情報提供を行う。必要な福祉用具等にも速やかに対応するなど災害時支援体制を整備する。	●	●	●
身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）	障がい福祉課	継続	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に、緊急通報装置を給付し、緊急時に24時間体制で受信センターによる出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。	●	●	●

(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
苦情処理・消費生活相談事業	市民生活課	継続	消費生活に関する相談対応と苦情処理を行う。	●	●	●
消費者啓発情報提供事業	市民生活課	継続	市政さわやかトーク宅配便などを通じ、悪質商法の手口や対処方法を説明する。	●	●	●

6 啓発・広報活動の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
基幹相談支援センター（再掲）	障がい福祉課	拡充	障がい者およびその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。さらに相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域移行促進や権利擁護や虐待防止への取組等を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援機能の強化を図る。また各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、乳幼児期における早期の支援体制を確立し、保護者の負担や不安の軽減を図り、ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(2) 権利擁護の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	継続	判断能力が充分ではない障がい者に対して、権利擁護および法的地位の安定性を図るため、成年後見制度利用に係る費用を助成することにより、対象者の福祉の増進を図る。	●	●	●
基幹相談支援センター（再掲）	障がい福祉課	拡充	障がい者およびその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。さらに相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域移行促進や権利擁護や虐待防止への取組等を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援機能の強化を図る。また各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、乳幼児期における早期の支援体制を確立し、保護者の負担や不安の軽減を図り、ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。	●	●	●
法律相談の実施	障がい福祉課	継続	障がい者とその家族を対象として、相続、金銭、契約などに関する、弁護士による法律相談を実施する。	●	●	●
日常生活自立支援事業	福祉総務課	継続	認知症や障がい等により判断能力が不十分な方が、生活に必要な福祉サービスを利用しながら地域で安心して暮らすことが出来るよう、生活支援員を派遣して、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理などの援助を行い、地域生活を支援する。	●	●	●
障がい者虐待防止対策事業	障がい福祉課	継続	障がい者虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言、広報を行う市町村障がい者虐待防止センターの設置や一時保護を始めとする個別支援を実施する。	●	●	●

(3) 障がいと障がい者に対する理解の普及

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
福祉のまちづくり推進事業（再掲）	障がい福祉課	継続	障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」をすすめるために、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議などにより、民間施設を含めたバリアフリーを図るとともに、心のバリアフリーを促進するため、一般市民への啓発事業を実施する。	●	●	●
こころの健康推進事業（再掲）	こころの健康センター	継続	臨床心理士等によるうつ・ストレス相談や、関係職員研修、普及啓発等を行い、市民のこころの健康の増進を図る。	●	●	●
市民健康福祉まつり	福祉総務課	継続	市民が福祉の現況や健康づくりについて考え、関心を深めるとともに、市民のたすけあいの輪の広がりを目的に、各種催物を開催する。	●	●	●

第3次新潟市障がい者計画 主な事業の概要

(4) 福祉教育の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
「福祉副読本」の作成	学校支援課	継続	福祉に関する理念や現状などを分かりやすく解説した福祉副読本を作成し、児童・生徒に配布する。	●	●	●

(5) ボランティア活動の支援・推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
精神保健福祉ボランティア講座 (再掲)	こころの健康センター	継続	精神障がい者と市民が協力し合える地域づくりを目指し、地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成し、もって、精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	●	●	●
精神保健福祉人材育成事業 (再掲)	こころの健康センター	継続	精神保健福祉関係機関職員等に対する専門研修および普及啓発研修を行い、地域における精神保健福祉活動を推進する人材を育成する。	●	●	●
障がい者福祉センター事業 (再掲)	障がい福祉課	継続	在宅の障がい者に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。 また、手話や点字、要約筆記等の基礎的な技術や知識を学ぶ講習会を開催し、聴覚障がい者や視覚障がい者等と意思疎通を図ることができる人材を育成し、もって、聴覚障がい者や視覚障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。	●	●	●

計画の推進に向けて

(3) 計画の推進

事業・施策名	担当課	新・継・拡	事業または施策の概要	実施予定年度		
				27	28	29
地域自立支援協議会の運営 (再掲)	障がい福祉課	継続	全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、進路検討部会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行う。	●	●	●
新潟市障がい者施策審議会の運営	障がい福祉課	継続	障がい者計画等の策定・見直しにかかる意見の聴取や、障がい者施策の推進について必要な事項の調査審議等を行い、その政策の実施状況について監視する。	●	●	●

*各事業の担当課については、平成27年度の担当課を記載しています。

資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画策定経過

実施年月	会議名等	主な内容
平成 26 年 7 月	第 1 回新潟市障がい者施策審議会	計画の構成、計画スケジュール検討
平成 26 年 8 月	新潟市障がい者福祉アンケート実施	
平成 26 年 10 月	第 2 回新潟市障がい者施策審議会	アンケート結果、計画スケジュール検討、第 3 次障がい者計画骨子（案）について
	新潟市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会	アンケート結果、第 3 次障がい者計画骨子（案）について
平成 26 年 11 月	第 3 回新潟市障がい者施策審議会	アンケート結果、数値目標及びサービス見込み量の検討、第 3 次障がい者計画素案の検討
平成 26 年 12 月	第 4 回新潟市障がい者施策審議会	第 3 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画素案の検討
	市議会市民厚生常任委員協議会	パブリックコメント実施の報告

平成 27 年 1 月	<p>パブリックコメントの実施</p> <p>第 5 回新潟市障がい者施策 審議会</p>	<p>市民意見の募集</p> <p>パブリックコメントの 報告、第 3 次障がい者計 画（案）・第 4 期障がい 福祉計画（案）の説明・ 承認</p>
平成 27 年 3 月	<p>新潟市精神保健福祉審議会</p> <p>2 月市議会定例会</p> <p>新潟市社会福祉審議会</p> <p>新潟市障がい者地域自立支 援協議会</p>	<p>計画の報告</p> <p>計画の報告</p> <p>計画の報告</p> <p>計画の報告</p>

(2) 新潟市障がい者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、新潟市障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 障がい者

(3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※新潟市障がい者施策審議会条例の内容は、平成24年4月現在です。

※新潟市障がい者施策推進協議会は新潟市障がい者施策審議会の前名称です。

(3) 新潟市障がい者施策審議会委員名簿

(※平成 27 年 3 月現在 敬称略)

区分	分野	所属等		氏名	備考
障がい者団体	身体障がい (視覚)	(福)新潟県視覚障害者福祉協会	理事長	マツナガ ヒデオ 松永 秀夫	
	身体障がい (聴覚)	NPO 法人 新潟市ろうあ協会	理事長	ヤナギ ヒロアキ 柳 博明	
	知的障がい	(福)新潟地区手をつなぐ育成会	会長	クマクラ ノリオ 熊倉 範雄	会長代理
	精神障がい	NPO 法人 にいがた温もりの会	理事	カシワ スミコ 柏 純子	
	発達障がい	NPO 法人 にいがた・オーティズム	理事	マルヤマ タカシ 丸山 高志	
	身体障がい (肢体不自由)	新潟市身体障害者福祉協会連合会	会長	サトウ セイジ 佐藤 清治	
	難病	全国パーキンソン病友の会新潟県支部	幹事	カタギリ アサコ 片桐 朝子	
障がい福祉事業者	通所施設	(福)新潟しなの福祉社会 あどぼんす	施設長	ウジ サイコ 宇治 彩子	
	入所施設	(福)新潟みずほ福祉社会 みのり園	園長	タガ クニオ 多賀 邦夫	
	相談支援事業者	(福)自立生活福祉社会	事務局長	トンドコロ ナオキ 遁所 直樹	
学識経験者・ 関係行政機関	医師	(社)新潟市医師会	理事	クマガイ ケイイチ 熊谷 敬一	
	歯科医師	(社)新潟市歯科医師会	理事	ヒラサワ タカノリ 平澤 貴典	
	教育	新潟県立大学	教授	シマザキ ケイコ 島崎 敬子	会長
	就労	新潟公共職業安定所	所長	オオタキ ヒロシ 大瀧 浩	
委員 公募		公募委員		タカオカ イチオ 高岡 一夫	

2 主な用語解説

ア行

IT（情報通信技術）

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信などに関する技術をまとめた呼び方。

アスペルガー症候群

発達障がい的一种であり、一般的には「知的障がいがない自閉症」とされている。対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がい特徴とされる。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者など、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なくウェブで提供されている情報にアクセスして利用できること。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organization の略。福祉や環境、まちづくりなどの分野で、自発的に社会貢献活動を行なう、営利を目的としない団体の総称。

カ行

学習障がい（LD = Learning Disability）

一般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

グループホーム

障がい者が、世話人等から相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

高機能自閉症

自閉症のうち、知的機能の発達の遅れをとまなわないもの。

口腔保健福祉センター

市民の口腔保健の向上を目的として設定されている。休日の急患歯科診療を行う他、地域の歯科診療所で治療が難しい、障がい者やご高齢者を対象とした歯科診療や、口腔に関する相談などを行う。所在地は新潟市中央区紫竹山3丁目。

高次脳機能障がい

脳血管障害や頭部外傷で脳が損傷されたために、言語、行為、記憶、注意、認知、思考、学習、コミュニケーションなど、社会生活を行う上で重要な機能が障がいされた状態。

基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族からのさまざまな相談を受け止め、総合的な支援を行う相談機関。地域移行・地域定着促進に関することや、権利擁護、虐待防止、差別解消相談なども行う。市内4か所に設置。総合支援法では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされる。

強度行動障がい

直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、さまざまな養育上の努力はしていても、行動面の問題が継続している状態。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

サ行

児童相談所

児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、児童の一時保護などを行う機関。都道府県と政令指定都市に置かれ、新潟市では平成19年4月、新潟市中央区川岸町1丁目に設置。

児童発達支援センター「こころん」

「ひしのみ園」と「幼児ことばとこころの相談センター」を統合し、本市の中核的な療育支援機関として平成27年4月1日付けで設置する福祉型児童発達支援センター。

ひしのみ園で実施している通所による療育支援の「児童発達支援」に加え、幼児ことばとこころの相談センターで実施している地域で暮らす障がいのある子どもやその家族に対する「相談支援」と、障がいのある子どもを預かる施設への援助や助言などの「地域の支援」を行う。所在地は、新潟市中央区神道寺南2丁目。

自閉症

3歳くらいまでに現れ、・他人との社会的関係の形成の困難さ、・言葉の発達の遅れ、・興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障がいがある場合、自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもある。(スペクトラムとは「連続体」の意味。)

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う者。平成23年度から試験制度を導入。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障害者の雇用の促進等に関する法律（略称：障害者雇用促進法）

障がい者の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。障がい者の法定雇用率などを規定している。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院にかかる医療費（薬剤費、検査、デイケアの費用も含む）の自己負担を慧眼する制度のこと。

身体障がい者更生相談所

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者に関する専門的な相談や、更生医療・補装具についての判定などを行う機関。都道府県に置かれるが、新潟市でも、政令指定都市移行にあわせて県から事務の移譲を受け、平成19年4月児童相談所に併設して設置。

スペシャルオリンピックス

知的障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の場である競技会を、年間を通して提供するスポーツ組織のこと。アメリカで生まれ、現在は、オリンピックと同じように、夏季世界大会と冬季世界大会が4年ごとに開催されている。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

精神科救急医療

精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、夜間や休日に受診を必要とする方のための緊急医療システム。

精神保健福祉センター

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県と政令指定都市に設置される精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための機関。正しい知識の普及啓発と調査研究、複雑困難なケースの相談指導などを行う。「こころの健康センター」組織のうち、スタッフ制部門が精神保健福祉センター機能を担っている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、契約等の内容について判断能力が十分でない人を保護するための制度。

全国障害者スポーツ大会

障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、人々の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする、国内最大の障がい者スポーツの祭典。2001年から、国民体育大会終了後に同じ開催地で毎年行われている。

タ行

地域活動支援センター

障がい者が通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることができる施設のこと。障害者自立支援法によって新たに制度化されたものであり、従来の小規模作業所の多くが地域活動支援センターに移行している。

地域自立支援協議会

障がい者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し、市町村が設置するもの。

機能として、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊

密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。

地域保健福祉センター

地域住民に身近なところで、保健と福祉の相談やサービスを提供するために設置されている、「保健・医療・福祉」の連携拠点であり、保健師やケースワーカーが常駐している。平成27年2月現在、市内に17カ所の地域保健福祉センターが設置されている。

知的障がい者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者に関する専門的な相談や、医学的・心理学的な判定などを行う機関。都道府県に置かれるが、新潟市でも、政令指定都市移行にあわせて県から事務の移譲を受け、平成19年4月に児童相談所に併設して設置。

注意欠陥多動性障がい（ADHD = Attention - Deficit / Hyperactivity - Disorder）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

てんかん

脳内の神経細胞の異常な電氣的興奮にともなって、けいれんや意識障害などが発作的に起こる慢性的な脳の病気。

特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。従来は、「特殊学級」と呼ばれていた。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

ナ行

新潟市交通バリアフリー基本構想

「交通バリアフリー」とは、駅やバスターミナルなどの旅客施設と、その周辺の道路、駅前広場、信号機などを一体的に整備することであり、新潟市では、新潟万代・万代島・白山・寺尾・内野・亀田の6地区を重点整備地区としている。

新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク “みつばち”

障がい者雇用に取り組む企業と企業を支援する福祉・教育等関係機関によるネットワーク。平成26年2月に発足。障がい者雇用に関するセミナー、見学会の開催、企業認定制度の企画等を新潟市と協働で行った。

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」

障がい者の就労支援及び企業の障がい者雇用支援を行う拠点施設。平成25年10月に新潟市総合福祉会館内に開所。

ハ行

発達障がい

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり、通常低年齢において症状が発現するもの、と定義されている。

発達障がい支援センター

発達障がいへの早期の気づき、早期の発達支援等に資するため、発達障がい者とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。「新潟市発達障がい支援センター JOIN（ジョイン）」がある。また、県内では、「新潟県はまぐみ小児療育センター」に附置されている「RISE（ライズ）」がある。

発達障害者支援法

発達障がいへの早期の気づきし、発達支援を行うことに関する国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の生活全般にわたる支援に関することを定めた法律。平成17年に施行された。

はまぐみ小児療育センター

県立はまぐみ小児療育センター。児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センターであり、医療法に基づく病院でもある。また、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスも実施している。さらに、障がい児の早期気づき・療育システムにおける県下の中核的診断・療育機関として位置付けられている。所在地は、新潟市中央区水道町1丁目。

パラリンピック

身体障がい者を対象とした国際的な競技大会のなかで世界最高峰の障がい者スポーツ大会。オリンピックと同じ年に同じ場所で開催される。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセラー

共通の体験・背景を持ち、あわせて自分の価値観を押し付けることなく人の話を聴ける人のこと。

ピアカウンセリング

よく似た背景、育ちの歴史、共通の体験を持つ者同士が、お互いに支えあう関係を前提としたカウンセリングのこと。自己信頼に基づいた自己選択と決定を、障がい者自身が力強くできることを目指している。

ひしのみ園

新潟市立ひしのみ園。児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターであり、就学前のころや身体の発達に心配や遅れのある児童に対し、療育、支援を行っている。定員50名。所在地は、新潟市中央区神道寺南2丁目。

平成27年4月1日付けで新潟市幼児ことばとこころの相談センターと統合し、(仮称)児童発達支援センター「こころん」となる。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもの親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

マ行

まちなかほっとショップ

市内23か所の障がい福祉施設で作った食料品・工芸品・日用品などを展示・販売を行う場所として、平成18年9月に開設。現在は、NEXT21の5階「なかなか古町」内にある。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

幼児ことばとこころの相談センター

旧こども相談センター。新潟市在住の就学前の幼児に対して、ことばや行動面等についての、様々な相談や支援（中心は発達支援）を行っている新潟市立の機関。所在地は、新潟市中央区水道町1丁目。

平成27年4月1日付けで新潟市立ひしのみ園と統合し、（仮称）児童発達支援センター「こころん」となる。

要約筆記者

身体障がい者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得し、「要約筆記者」として登録された者。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う者。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段の一つ

で、話し手の内容をつかんで、それを文字にして聴覚障がい者に伝達するもの。

ラ行

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す、総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において、全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方。

3 障害者基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援のための基本的施策(第十四条—第三十条)

第三章 障害の原因となる疾病の予防に関する基本的施策(第三十一条)

第四章 障害者政策委員会等(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と

等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければ

ばならない。

- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必

要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって

障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

（相談等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広

く利用されるようにしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用率等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

（文化的諸条件の整備等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（防災及び防犯）

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

（消費者としての障害者の保護）

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

（選挙等における配慮）

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 政策委員会協議会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行

政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項にさだめるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附則（略）

* 障害者基本法の内容は平成 24 年 4 月現在です。